（防災規程）

第二十六条　［略］

［2～6　略］

7　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～三　略］

［8・9　略］

様式第５（第24条関係）

［（その１）　略］

（その２）

防災資機材等				防災要員	
種類	自衛防災組織に備え付けるべき数量	共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量	現に備え付けている数量及び性能		
［略］				各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員	
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車					
［略］					
合計					
その他の防災資機材等				指揮者	人
				その他の防災要員	人

普通消防車
小型消防車
普通泡放水砲

［略］	［略］

（防災規程）

第二十六条　［同上］

［2～6　同上］

7　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～三　同上］

［8・9　同上］

様式第５（第24条関係）

［（その１）　同左］

（その２）

防災資機材等				防災要員	
種類	自衛防災組織に備え付けるべき数量	共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量	現に備え付けている数量及び性能		
［同左］				各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員	
大型化学高所放水車					
［同左］					
合計					
その他の防災資機材等				指揮者	人
				その他の防災要員	人

普通消防車
小型消防車
普通泡放水砲

［同上］	［同上］